

串本町ふるさと産品創出支援事業 事業者提案募集要項

串本町（以下「町」という。）では、「串本町ふるさと産品創出支援事業」として、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を実施し、本町の地域特性を生かした魅力的なふるさと産品創出に取り組む事業者に対し、補助金による支援を実施します。

この事業について、参画を希望する事業者からの提案を次のとおり募集します。

1 提案募集に係る事項

(1) 概要

補助金の交付申請に先立ち、この補助金による支援を希望する事業者からの提案を募集します。提案された事業について、魅力的かつ安全で安心な質の高いふるさと産品の創出につながるか、採算性はどうかなどの観点から、町が審査を行います。

審査の結果、採択された提案事業について、町がふるさと納税の募集サイト上でCFによる寄附を募集します。CFは、提案した事業者の返礼品を用いて行います。

募集期間内に寄附の目標金額（以下「寄附目標額」という。）を達成すれば、町は事業者へ補助金を交付します。寄附目標額を達成しなくても、寄附額に応じた補助金を交付する場合があります。

補助事業者には、当該補助金等を活用して、提案事業を実施していただきます。

※採択後、CFや事業の実施内容について町と提案した事業者で詳細を協議した結果、CFや事業の実施内容について変更が生じることがあります。

※補助金交付後5年間は、補助金の交付を受けた補助事業の実施状況を町に報告する義務を負います。

※補助金交付後5年間は、補助事業に関する書類、帳簿等の関係書類を保存し、町の求めに応じ、開示及び報告する義務を負います。

(2) 補助金額

交付する補助金額は、CFにより募集した寄附額の10分の3に相当する額となります。（1,000円未満切り捨て）

CFによる寄附額が、提案事業に係る必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に達した場合、補助金を交付します。

寄附目標額に達しなかった場合であっても、不足する差額分を自己資金により補完し、事業実施する場合などは、町の同意のうえ、集まった寄附額の10分の3に相当する額の補助金を交付します。

※補助金額は、提案時に提出された補助対象経費の見積書の額より算出します。

※補助金の全部又は一部を取り消されたときは、当該取消しに係る部分について交付された補助金を返還していただく必要があります。

(3) 補助限度額

寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の額の10分の3を交付します。

※この補助金と他の補助金を併用する場合は、補助対象経費から他の補助金の額を差し引いた額の10分の3が補助限度額となります。

(4) 補助対象経費

補助対象となる経費 (提案事業を実施するために直接必要なものに限ります。)	工場、作業場等の建物取得に係る建設費
	建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
	構築物、機械装置等の取得に係る経費
	建物賃借費(補助事業の完了までの期間のものに限る。)
	改増築費
	委託費
	備品購入費
	その他必要と認める経費

補助対象経費に含まない経費	公租公課(消費税及び地方消費税は除く。)
	官公署に支払う手数料等
	人件費
	飲食費
	消耗品費
	土地の造成費
	土地の購入費
	返礼品の費用に含まれる経費
	ふるさと納税の募集に係る経費
	その他町長が不適切と認める経費

2 スケジュール(予定)

スケジュールは次のとおりです。ただし、状況に応じて変更する場合があります。

応募書類提出期限	令和 8 年 4 月 30 日（木）
書類審査	応募書類提出期限後 30 日以内
審査結果通知	書類審査後 30 日以内
CF 開始	令和 8 年 10 月以降（CF 実施期間は町との調整により変動）
補助金交付申請	目標額を達成した日又は CF が終了した日のいずれかの日から 30 日以内
交付決定	交付申請後 30 日以内
事業開始	交付決定後
事業完了報告	完了後 30 日を経過した日または当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで
補助金の支払い	事業完了報告が済み、補助金の額が確定した後

※寄附目標額を早期に達成した場合、補助金交付申請、交付決定の前倒しも可能です。

※事業の効率的な実施やその他やむを得ない事由がある場合、事業が採択された段階で、天災地変等のリスクを了承し、事前着手届を提出することで、事業に事前着手することが可能です。

※事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の 2 月 1 日までに町に繰越の協議を行ってください。

3 応募資格

以下の全ての事項に該当する者が対象となります。

- (1) 町内に事業所を有し、又は開設する予定がある法人若しくは個人であって、継続した事業活動を行うことができる者
- (2) 提案事業を自ら実施する者
- (3) 補助金を受けて創出したふるさと産品を町のふるさと納税の返礼品に 5 年以上継続して登録する意思のある者
- (4) 串本町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例(平成 29 年串本町条例第 50 号) 第 2 条第 3 項に規定する町税等の滞納がない者
- (5) 串本町暴力団排除条例(平成 23 年串本町条例第 19 号)に規定する暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと
- (6) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 に掲げる事項のいずれにも該当しない者
- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき更生又は再生手続きをしていない者
- (8) この要項の配布時から審査結果の通知までに、町から入札参加資格停止等の措置を受けていない者

(9) 宗教活動や政治活動を目的としていない者

4 応募方法

応募書類	<ul style="list-style-type: none">・企画提案書・収支計画書・提案内容に関する補足資料【任意様式】・提案事業者の事業実績【任意様式】・見積書またはそれに代わるもの・直近3期分の決算書（個人の場合は確定申告書など）
提出部数	正本1部、副本5部
受付期限	令和8年4月30日（木） 午後5時15分まで
提出場所	串本町役場 企画課 〒649-3592 和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5
提出方法	「受付期限」までの土日祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間に、応募書類を「提出場所」まで直接持参または郵送してください。
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・企画提案に要する費用は、全て提出者の負担とします。・提出された書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。・提出された書類の変更は、原則としてできません。ただし、町が補正等を求めた場合は除きます。・提出された書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。・提出された書類は、この補助金の審査のため複製することがあります。提出された書類（複製した書類を含む。）は、審査以外の目的では使用しません。

※応募書類は、次のとおり作成してください。

- (1) 原則として日本産業規格 A4 用紙を使用してください。
- (2) 使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- (3) 書類は、「8 審査方法及び審査基準」の内容に則って作成してください。
- (4) 企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

5 質疑応答

この募集要項の内容に不明な点がある場合は、次の方法で質問書を提出してください。

提出期限	令和8年4月16日（木） 午後5時15分まで
------	------------------------

提出方法	任意様式により、電子メールに添付の上、企画課のメールアドレス（kikaku@town.kushimoto.lg.jp）まで提出してください。 ※件名を「質問：ふるさと産品創出支援事業補助金」としてください。
回答方法	質問書提出後、1週間以内を目途に、送信元に電子メールにて回答します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「3 応募資格」に該当しない方からの質問、指定した方法以外での質問につきましては、一切受付しません。 ・公平な審査を行うため、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関する内容の質問についても、一切受け付けません。

6 補助に関する留意事項

(1) 損害賠償

当該補助事業の遂行中に、補助事業者が町または第三者に損害を与えた場合は、直ちに町にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うものとします。

(2) 事故

当該補助事業の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに町に報告してください。

7 提案募集の停止・中止又は取消し

緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止・中止又は取消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、町はその損害について一切負担しません。

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法について

応募書類の審査は、次の審査基準に基づいて行い、採択基準を満たすものを採択します。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

審査項目及び審査内容は、次のとおりです。

審査項目	審査内容	配点
提案者	実施体制	10点
	履行能力（実績を含む。）	10点
提案内容	町方針との親和性	10点

	産業振興効果	10点
	ふるさと納税寄附額増の期待度（市場性）	10点
	ふるさと納税寄附額増の期待度（競争力）	10点
プロジェクト完遂力	寄附目標額の達成可能性	10点
	返礼品開発・継続供給の実現性	10点
資金計画・予算妥当性	資金調達計画の実現性	10点
	事業費の妥当性	10点
合計		100点

(2) 提案事業の採択

審査員による審査得点の平均が70点以上の事業を採択するものとします。

9 審査結果

審査結果については、提案の採否にかかわらずすべての応募者に文書で通知します。

10 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格となります。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 同一の個人または法人が、同時期に複数の応募をした場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 企画提案内容の補足説明を求めたにも係らず、補足説明をしなかった場合
- (5) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- (6) 串本町ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱に記載する事項に違反した場合

お問い合わせ先： 串本町役場 企画課

〒649-3592

和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5

TEL:0735-62-0556 / FAX:0735-62-6970

E-mail: kikaku@town.kushimoto.lg.jp